

# 富山県善意銀行への支援のお願い



富山県善意銀行では、「親切運動の推進」「交通遺児・生活保護家庭・老人福祉施設への支援、各種福祉大会への活動助成」「恵まれない子供たちの活動支援」「お年寄りの生きがいづくり」「献眼・献血・献血運動の展開」「被災地域への支援」など数々の社会福祉活動を行っています。

これら活動は、県民の皆様の会費や預託（寄付）によって賄われています。**物価高等の影響を受け寄付額が減少し、これまでの社会福祉活動が厳しくなりそうな状況です。**支援活動推進のため、皆様のご協力をお願いいたします。

## 富山県善意銀行への支援について

- 1 会員登録をする（年会費：一口 1,000円 3口以上）  
企業は10口以上だと幸いです
- 2 預託（寄付）を行う

※ 善意銀行への預託金（寄付金）は、所得税・住民税の寄付金控除「法人税損金算入」が認められています。詳細については、裏面を参照ください

### （個人の寄付額の半分近くが税額控除され戻ります）

例 1万円寄付した場合（個人）の税額控除（寄付額2,000円の半額控除）  
所得税は3,200円 住民税は800円 計 4,000円控除

（5,000円寄付の場合 所得税1,200円 住民税300円 計1,500円控除）

※総所得金額等の40%を限度 その年分の所得税額の25%相当額以内

### 例 法人税損金算入

特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

= {所得金額の5% (6.25%) + 期末資本金等の額の0.25% (0.375%)} × 1/2

※上記の算式中（）内は平成24年4月1日以後に開始事業年度について適用する

### ※ 相続税の控除の対象にもなります。

- ※ 「預託」は、毎週水曜日の北日本新聞と善意銀行会報「富山善銀」にお名前、金額等を紹介します。（匿名可）
- ※ 会員、寄付をいただいた方には、本行会報をお届けし活動状況をお知らせします。
- ※ 50,000円以上預託いただいた個人、団体には本行より拝受書を贈呈いたします。

- ・ 同封の郵便振替用紙に記入の上、振り込みをお願いいたします。
- ・ 振込先 **郵便振替** 00780-0-1572 公益社団法人 富山県善意銀行  
振込手数料は本行で負担します。
- ・ 銀行振込の場合は別紙申込書を参照願います。

問い合わせ先 公益社団法人 富山県善意銀行 info@toyamazengin.com

〒930-0004 富山市桜橋通り1-18 北日本桜橋ビル5F TEL・FAX076-431-2239